

平 9 第 1 0 1 号

平成9年11月26日

横浜市長 高秀 秀信 様

横浜市福祉調整委員会

委員 松原 康雄

委員 大澤 隆

委員 村川 浩一

委員 水地 啓子

委員 佐々木 法夫

委員 春山 和代

#### 高齢者等入浴サービス事業の充実について（提言）

訪問入浴サービスについて、ねたきりの妻を在宅で介護している高齢の夫から、「せめて夏場だけでも毎週入浴させてやりたいのに、月4回までしか利用できないので、5週目のある月でも少なくとも週に1回利用できるようなしてもらえないか」という苦情が出されました。

この事業は、家庭において入浴することが困難なねたきり高齢者及び重度の身体障害者に対し、健康の保持と保健衛生面の向上のために入浴の機会を提供するものとして、特別養護老人ホーム等を利用する施設入浴は昭和54年度から、移動入浴車による訪問入浴は昭和63年度から実施されており、これらのサービスの利用回数は現在は月4回以内とされています。

横浜市の入浴サービスが他都市に比べれば充実しているのは確かとはいえ、例えば特別養護老人ホームの入所者に対しては、週2回の入浴が国の基準でも定められています。一方、在宅介護を懸命に続ける市民の立場に立てば、特に夏場に5週目のある月は2週間入浴できなくなってしまうのは切実な問題であることから、高齢者や障害者の生活実態に即した入浴機会が保障されるべきであると考えます。また、同様の内容が、区民要望として提起されていることも聞いています。

そこで、現行の月4回以内というサービス利用回数を、少なくとも週に1回利用できるように、制度の改善を行うよう提言します。

## 平成9年度 提言のもととなった苦情申立て事例

申立ての趣旨	<p>現在、ねたきりの妻に対する訪問入浴サービスを行ってもらっているが、同サービスは月4回までしか利用できず、5週目のある月は2週間入浴ができなくなってしまう。特に夏場は不潔な状態が続き、妻は皮膚病にかかってしまった。</p> <p>このような状況のため、少なくとも週に1回利用できるようにしてもらえないか。</p>
調査・調整結果	<p>調査の結果、市からは「横浜市の入浴サービスは他都市と比べ充実している」、「市の財政状況からみて回数の増加は困難である」といった回答を得た。</p> <p>しかしながら、申立ての内容に正当性があると認められたため、制度を改善する方向で検討してほしい旨を所管課に申し入れた。</p>

### 市の対応

平成10年度から月4回以内の利用回数が改められ、週1回の利用ができるよう改善された。

#### 【参考：入浴サービスの利用状況の推移】

年 度	9	10	11	12
施設入浴対象施設	36	36	36	35
施設入浴利用者数(人)	19,285	17,531	14,743	6,874
訪問入浴利用者数(人)	101,553	117,351	125,557	138,330

平成12年度以降、訪問入浴サービスには「介護保険制度」が適用されることとなりました。